

東日本大震災における対応（労災保険給付関係）

- 1 労災診療や休業補償の請求が医療機関や事業主の証明がなくても可能とする等の弾力的な取扱いを実施。併せて、業務遂行中に地震による建物の倒壊等により被災した場合には業務災害であることを示した。
 - 2 労災保険給付の請求に関して、労災認定のための資料を喪失した際に代替資料でも可能とする等の取扱いを定めるとともに、全国どこの労働局又は労働基準監督署でも請求の受付を可能とする等の柔軟な取組を実施。
 - 3 遺族補償給付等の支給事由の特例
 - ・ 震災によって行方不明となった者について、遺族補償給付など死亡を支給事由とする給付を速やかに支給するための法的措置※を講じた。
- ※震災による行方不明者について、3か月で死亡推定し、遺族補償給付等を速やかに支給。
- 4 震災の発生日に被災地域に住所を有する者の年金給付に関する定期報告書の提出期限を延長(6/30→8/31)
 - 5 震災の影響で労働者の賃金が低下した後に疾病の発生が確定した場合の給付基礎日額の特例措置を実施。
 - 6 震災に伴い保険給付を行った場合であっても、個々の事業場の労災保険率等の算定に反映させない特例措置を実施(平成23年8月11日施行)。
 - 7 避難所での周知、新聞・テレビ・ラジオを活用した周知広報を実施。現在、事業場を通じた請求勧奨、市町村等との連携による周知、仮設住宅への周知等により、更なる請求促進の取組を実施中。

※ 労災保険に関する請求件数及び支給決定件数(12月1日現在)

全国	請求件数：3,386件（うち遺族補償給付：1,981件）、支給決定件数：3,252件（うち遺族補償給付：1,884件）
岩手局	請求件数：641件（うち遺族補償給付：564件）、支給決定件数：617件（うち遺族補償給付：542件）
宮城局	請求件数：1,510件（うち遺族補償給付：1,231件）、支給決定件数：1,432件（うち遺族補償給付：1,169件）
福島局	請求件数：246件（うち遺族補償給付：153件）、支給決定件数：230件（うち遺族補償給付：141件）

東日本大震災における対応(労働保険適用徴収関係)

1 労働保険料等*1の納付期限の延長等(障害者雇用納付金についても同様の取扱い)

- ・被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)における労働保険料等の納付期限(7月)等を自動的に延長

※ 青森県及び茨城県は7月29日(金)まで/岩手県、宮城県及び福島県のうち、一部の地域は9月30日(金)まで/岩手県、宮城県のうち、一部地域は12月15日まで延長。

宮城県及び福島県のうち、期限が指定されていない地域は、別途告示する日まで延長。

- ・被災地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合には、事業主からの申請に基づいて、労働保険料等の納付を猶予。

※ 納付期限の延長後の期限が指定された地域は、上記の延長措置の終了後は本猶予措置の対象となる。

2 労働保険料等の免除

- ・3月11日に特定被災区域*2に所在していた事業場が、震災被害により、労働者の賃金の支払いに著しい支障が生じている等の場合に、事業主からの申請に基づき、最長で平成24年2月までの1年間、労働保険料等を免除。

*1 石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金についても同様に措置

*2 岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の一部